

岩手県告示第 38 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 1 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 訪問介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
社団医療法人恵生 会	盛岡市中野一丁目 10 番 10 号	盛岡市中太田泉田 28 番地	河南ホームヘルパー ステーション	盛岡市中野一丁目 10 番 10 号	平成 19 年 1 月 1 日

2 訪問看護

居宅介護事業者			居宅介護事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
社団医療法人恵生 会	盛岡市中野一丁目 10 番 10 号	盛岡市中太田泉田 28 番地	河南病院さわやか訪 問看護ステーション	盛岡市中野一丁目 10 番 10 号	平成 19 年 1 月 1 日

3 通所リハビリテーション

居宅介護事業者			居宅介護事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
社団医療法人恵生 会	盛岡市中野一丁目 10 番 10 号	盛岡市中太田泉田 28 番地	河南デイケアセンタ ー	盛岡市中野一丁目 10 番 10 号	平成 19 年 1 月 1 日

4 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者			居宅介護支援事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
社団医療法人恵生 会	盛岡市中野一丁目 10 番 10 号	盛岡市中太田泉田 28 番地	河南介護支援センタ ー	盛岡市中野一丁目 10 番 10 号	平成 19 年 1 月 1 日

5 介護予防訪問介護

介護予防事業者			介護予防事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
社団医療法人恵生 会	盛岡市中野一丁目 10 番 10 号	盛岡市中太田泉田 28 番地	河南ホームヘルパー ステーション	盛岡市中野一丁目 10 番 10 号	平成 19 年 1 月 1 日

6 介護予防訪問看護

介護予防事業者			介護予防事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			

社団医療法人恵生 会	盛岡市中野一丁目 10 番 10 号	盛岡市中太田泉田 28 番地	河南病院さわやか訪 問看護ステーション	盛岡市中野一丁目 10 番 10 号	平成 19 年 1 月 1 日
---------------	-----------------------	-------------------	------------------------	-----------------------	--------------------

7 介護予防通所リハビリテーション

介護予防事業者			介護予防事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
社団医療法人恵生 会	盛岡市中野一丁目 10 番 10 号	盛岡市中太田泉田 28 番地	河南デイケアセンタ ー	盛岡市中野一丁目 10 番 10 号	平成 19 年 1 月 1 日